

再就職等監視委員会の活動状況

(平成26年度)

1. 委員長等の任命

再就職等監視委員会の委員長及び委員については、平成27年3月20日付で任期満了を迎えたことから、平成27年3月21日、内閣総理大臣により委員長及び委員1名が新たに任命され、委員3名が再任された。

2. 委員会の開催状況

再就職等監視委員会を、計18回開催し、再就職等規制違反の疑いのある行為に関する調査結果や、再就職等規制に係る諸制度などに関して議論を行った。

また、委員長等の任期満了に当たって、第49回委員会において、再就職等規制に関するこれまでの主な指摘事項等を総括し、ホームページで公表した。

3. 再就職等規制違反行為に関する調査状況

国家公務員法第106条の25の規定に基づき公表される再就職情報や当委員会に寄せられた情報等を精査し、再就職の経緯に疑義がある場合や規制違反の疑いがある場合には、再就職した職員OBや人事当局、再就職先などに対して個別の調査を行った。

また、当委員会からの指摘を受けて行われた任命権者調査において、2件の再就職等規制違反が判明し、当該府省からそれぞれの事案の概要が公表された。併せて、当委員会から各府省等に対して再就職等規制の遵守に関する文書を発出し、特に、在職中の求職規制については、職員の離職後に不適切な行為が発覚するようなことがないよう離職前までに必要な対応を執ることを指導した。

4. 再就職等規制に関する周知活動

再就職等規制に関するパンフレットやリーフレットを改訂、配布するとともに、各府省の本府省や地方支分部局等（全国9箇所）の人事担当者を対象にした再就職等規制の説明会を開催した。

また、各都道府県や各政令指定都市等における経済団体に対しても、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行うよう協力を依頼し、これを受けて、各経済団体の会報等に再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口として当委員会が掲載されたほか、会員企業等に再就職等規制に関するリーフレットの配布などが行われた。